

事 務 連 絡

平成29年7月28日

みよし地域包括支援センター室長 谷口 博人 様
東みよし町包括支援センター長 荒岡 晶子 様

みよし広域連合介護保険センター
所 長 徳善 考正
(公 印 省 略)

介護予防・日常生活支援総合事業の関係業務の運用について（通知）

日頃は、介護保険制度の円滑な運営に御尽力いただき、深く感謝申し上げます。

さて、標記の件について下記のとおり、統一された運用に基づき業務を実施したいと思いますので、ご理解ご協力をお願いいたします。

記

（介護予防サービス計画作成依頼(変更)届出書について）

要介護（支援）認定申請中に事業対象者として介護予防ケアマネジメント依頼(変更)届出書を受理し、ケアプランを作成した後に結果として要支援認定がでた場合は、介護予防ケアマネジメント依頼(変更)届出書の届出日に遡って介護予防サービス計画作成依頼(変更)届出書をみよし広域連合介護保険センターにご提出ください。

（異動情報連絡書について）

また、要介護（支援）認定申請中に事業対象者として介護予防ケアマネジメント依頼(変更)届出書を受理し、ケアプランを作成した後に結果として要介護認定がでた場合で、実際の要介護状態区分と異なる区分（事業対象者）で給付管理を行う場合には、別紙様式に必要事項を記載して月末の最終開庁日前日までにみよし広域連合介護保険センターにご提出ください。

（留意点）

その際は、居宅介護支援事業所と十分話し合っ、居宅サービス計画作成依頼(変更)届出書の届出日に誤りのないようご注意ください。